千葉市公告第８１１号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告します。

令和７年１０月１５日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ツルハドラッグおゆみ野南店

所在地　千葉市緑区おゆみ野南５丁目７番２号

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　称　　有限会社ツツイ

代表者の氏名　代表取締役　山田　公子

所在地　　千葉市緑区椎名崎町４８番地

３　変更事項

（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

位置	収容台数
第１駐車場	２４台
第２駐車場	８４台
合計	１０８台

（変更後）

位置	収容台数
第１駐車場	１０８台
第２駐車場	
第３駐車場	
合計	１０８台

全体収容台数１３４台

（第１駐車場２４台、第２駐車場６４台、第３駐車場４６台）

（２）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①来客が駐車場を利用できる時間

（変更前）

駐車場Ｎｏ．	駐車可能時間帯
第１駐車場	午前７時３０分から翌午前　０時３０分
第２駐車場	午前７時３０分から　午後１０時００分

（変更後）

駐車場Ｎｏ．	駐車可能時間帯
第１駐車場	午前７時３０分から翌午前　０時３０分
第２駐車場	午前７時３０分から　午後１０時００分
第３駐車場	午前７時３０分から　午後１０時００分

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場Ｎｏ．	出入口の数
第１駐車場	２箇所
第２駐車場	２箇所
合計	４箇所

（変更後）

駐車場Ｎｏ．	出入口の数
第１駐車場	２箇所
第２駐車場	２箇所
第３駐車場	２箇所
合計	６箇所

４　変更する年月日

令和７年７月７日

５　変更する理由

併設施設の設置に伴い、駐車場の収容台数を確保するため。

６　届出の年月日

令和７年１０月８日

７　縦覧場所

千葉市中央区千葉港１番１号　　千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市緑区おゆみ野３丁目１５番地３　　千葉市緑区地域づくり支援課

８　縦覧期間及び時間

（１）縦覧期間

令和７年１０月１５日から令和８年２月１６日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（２）時間

午前９時から午後５時まで

※添付図面は省略